

# 令和5年度 羽幌町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

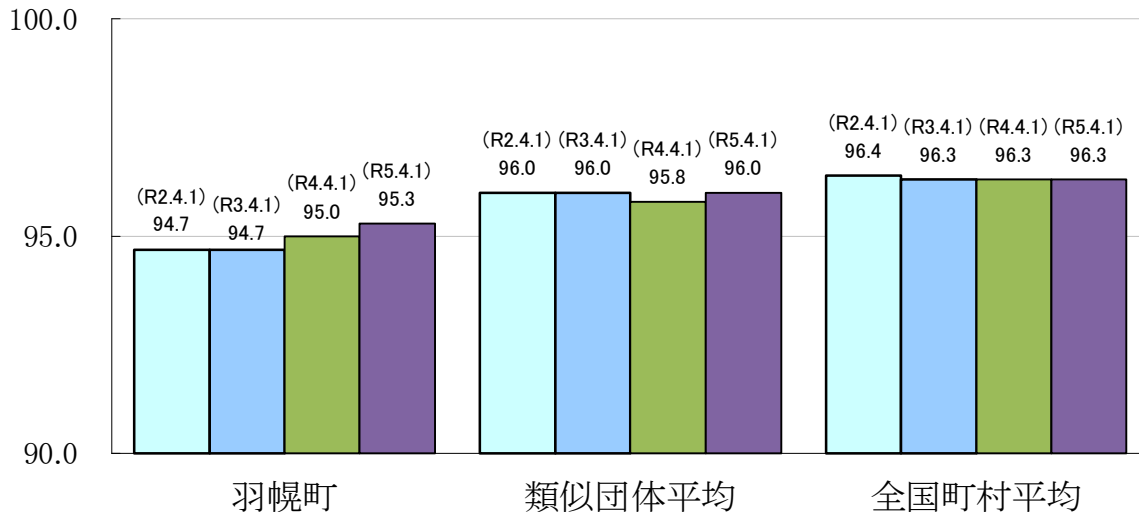
区分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
4年度	人 6,361	千円 6,963,339	千円 227,161	千円 1,118,781	% 16.1	% 15.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 108	千円 386,803	千円 71,209	千円 148,828	千円 606,840	千円 5,619	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) ※羽幌町については、国の基準によっても地域手当は支給されない地域であり、補正前及び補正後の数値は同数となるため、記載は省略しています。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

羽幌町は該当ありません

#### (4) 給与改定の状況

(羽幌町は、人事委員会を設置していないため、記載していません)

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、同様に改正。激変緩和のため3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

羽幌町は該当ありません

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。単身赴任手当については、国と基準は異なるものを見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

#### (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽幌町	42.3 歳	309,783 円	398,964 円	346,052 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.2 歳	299,802 円	357,065 円	328,615 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽幌町	41.7 歳	263,350 円	282,850 円	292,683 円
北海道	56.8 歳	310,676 円	338,223 円	325,852 円
国	51.2 歳	286,942 円	—	329,178 円
類似団体	51.6 歳	277,471 円	304,422 円	292,093 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区分		羽幌町	北海道	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（5年4月1日現在）

区 分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	
一般行政職	大学卒	263,300 円	300,200 円	357,600 円	365,600 円
	高校卒	228,700 円	—	317,400 円	328,100 円

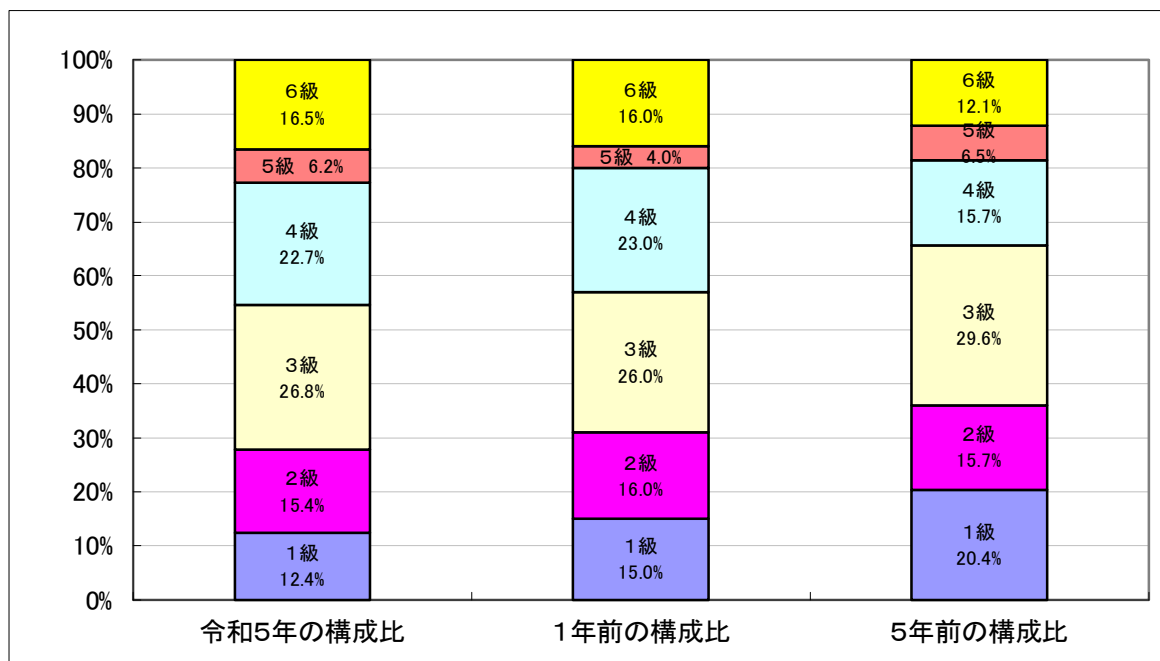
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補の職務	12 人	12.4 %	146,100 円	247,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	15 人	15.4 %	195,500 円	304,200 円
3 級	重要な業務を所掌する主任、又は主任相当の専門員の職務 主査、主査相当の専門員、係長、係長相当の専門員の職務	26 人	26.8 %	231,500 円	350,000 円
4 級	重要な業務を所掌する主査、主査相当の専門員、係長、係長相当の専門員の職務 課長補佐、支所長、主幹、室長の職務	22 人	22.7 %	264,200 円	381,000 円
5 級	重要な業務を所掌する課長補佐、支所長、主幹の職務 事務局長、所長、室長の職務 課長の職務	6 人	6.2 %	289,700 円	393,000 円
6 級	重要な業務を所掌する課長又は課長相当の職務	16 人	16.5 %	319,200 円	410,200 円

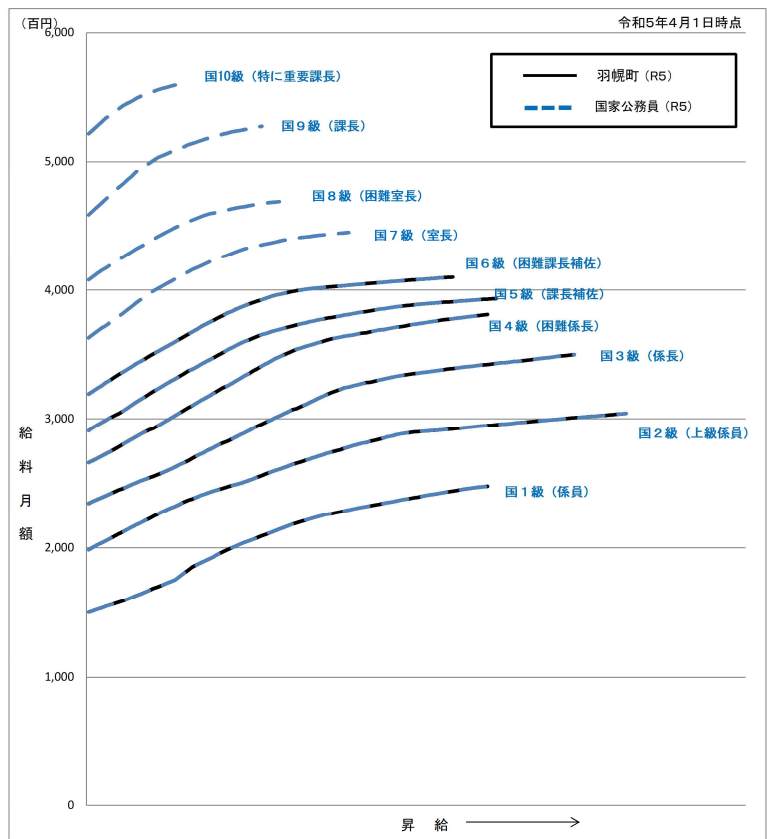
(注) 1 羽幌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（羽幌町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽幌町	北海道	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,378 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,627 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

羽 幌 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人当たり平均支給額	3,051 千円	19,226 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※羽幌町は地域手当の支給はありません

(4) 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)	19 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	6,400 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	2.8 %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫救済作業手当	処理作業従事者	伝染病患者、若しくは疑者の救護、伝染病菌附着物、若しくは疑いのある物の処理作業	なし	月額 400円
死体処理作業手当	死体処理従事者	行旅死亡、漂着死亡人の死体処理	なし	1回 2,000円
野犬掃討作業手当	野犬掃討従事者	野犬掃討	なし	月額 500円
税務外勤手当	徴税吏員	賦課、現金の収納、滞納処分事務のための外勤・出張	4千円	月額 300円
除排雪等業務手当	除排雪等業務を本務とする従事者	除排雪業務、冬期間の自動車の運転業務	15千円	月額 3,000円(11月~3月)
家畜飼育手当	家畜の飼育を本務とする従事者	家畜飼育	なし	月額 5,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	24,888 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	271 千円
支給実績（3年度決算）	21,040 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	231 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>子 月額 10,000円</li> <li>配偶者、子以外 月額 6,500円</li> <li>満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算</li> </ul>	同じ		15,018 千円	234,648 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居等を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている場合支給 家賃の1/2以内(上限 28,000円)</li> <li>自宅 自ら所有する住宅に居住している世帯主の職員 月額 2,500円</li> </ul>	一部異	持家の支給	9,185 千円	116,260 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用 運賃等相当額を支給 55,000円を限度</li> <li>自動車等使用 使用距離に応じ2,000円～31,600円の範囲で支給</li> </ul>	同じ		74 千円	37,200 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額の 8/100</li> </ul>	異なる	支給率	7,650 千円	382,495 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 27,000円</li> </ul>	異なる	異動に伴う距離制限	648 千円	324,000 円
特地勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>離島その他交通の著しく困難な地に所在する部局に勤務する職員に支給 扶養親族有 月額 25,000円 その他の職員 月額 20,000円</li> </ul>	異なる	支給率(額)	2,620 千円	262,000 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の 25/100相当</li> </ul>	同じ		976 千円	195,170 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯等の区分に応じ11月から翌年3月まで支給 月額 8,800円～23,360円</li> </ul>	同じ		9,726 千円	92,627 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地位にある職員が臨時または緊急に勤務した場合に支給 週休日、休日 1回 6,000円 平日深夜 1回 3,000円</li> </ul>	同じ		405 千円	23,824 円

## 5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	町 長	860,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額			
		( 860,000 円 )		860,000 円 /	518,500 円		
	副 町 長	685,000 円					
		( 685,000 円 )		700,000 円 /	456,000 円		
報酬	議 長	275,000 円					
		( 275,000 円 )		400,000 円 /	230,000 円		
	副 議 長	225,000 円					
		( 225,000 円 )		314,000 円 /	182,000 円		
	議 員	200,000 円					
		( 200,000 円 )		290,000 円 /	165,000 円		
期末 手当	町 長	(5年度支給割合)					
	副 町 長	4.45		月分			
	議 長	(5年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.45		月分			
退職 手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料月額 × 在職年数 × 5.126月		17,633千円	任期毎		
		給料月額 × 在職年数 × 3.234月		8,861千円	任期毎		
	備 考						
寒冷地 手 当	町 長 副 町 長	一般職と同様に、世帯等の区分に応じて支給					

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

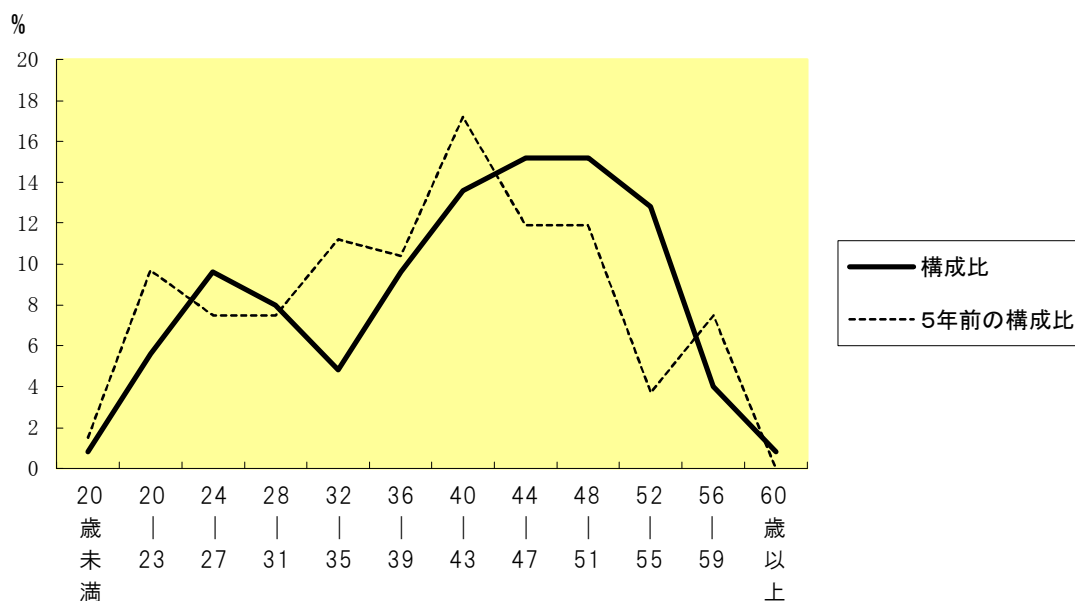
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年	令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	42	42	0	
		税 務	6	6	0	
		農林水産	8	8	0	
		商 工	4	5	-1	
土 木		8	8	0		
民 生	12	13	-1			
衛 生	10	10	0			
	計	92	94	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.63 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 141.38 人)	
	教育部門	15	14	1		
	小 計	107	108	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 168.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 168.75 人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	4	4	0	
		下水道	1	2	-1	
		その他	13	13	0	
	小 計	18	19	-1		
合 計		125	127	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 196.51 人	
		[ 160 ]	[ 160 ]	[ ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～以上	計
職員数	1人	7人	12人	10人	6人	12人	17人	19人	19人	16人	5人	1人	125人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	H30年	H31年 (R元年)	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
職 員 数	134	135	128	124	127	125	-9(-6.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。